

第 1 章 計画の概要

1. 計画の作成

(1) 計画作成年月日

平成 27 (2015) 年 3 月

(2) 計画作成者

鳥羽市教育委員会

(3) 計画区域

鳥羽市鳥羽三丁目

(4) 計画策定に至る経緯

旧鳥羽小学校校舎（以下「旧校舎」という。）は昭和 4（1929）年に鳥羽尋常高等小学校として建設された。当時は県下では初めての鉄筋コンクリート 3 階建ての建物で県内から多くの見学者が訪れたとされる。しかし、平成に入ると、施設の老朽化が目立つ状況となり、雨漏りやモルタル壁の剥落などが著しいことから、一時は建て替えを検討したが、旧校舎の敷地内は三重県史跡である鳥羽城跡の史跡範囲内であり、史跡の保存に影響を及ぼす可能性があることや、運動場が狭隘であるなどの要因もあり、建て替えを断念し、鳥羽市堅神町へ移転を決定した。校舎は移転後、解体が検討されたが、鳥羽小学校の卒業生が中心となり「旧鳥羽小学校校舎保全署名簿」が市に提出され解体が見送られた。

その後、平成 20（2008）年 12 月 22 日に、鳥羽小学校として 80 年にわたる歴史に幕を閉じた。なお、卒業生は述べ約 13,300 人である。

移転後の旧校舎の活用方法については、卒業生代表や学識経験者などにより構成された「旧鳥羽小学校活用検討準備委員会」（平成 21 年 2 月～3 月）、「旧鳥羽小学校活用検討委員会」（平成 22 年 2 月～3 月）がそれぞれ開催され、活用方法についての意見がなされた。委員会では、基本方針として、①郷土資料館としての活用、②民間団体による活用、③防災時の避難施設として活用していくことなどが答申された。

このような状況から、鳥羽市では平成 23 年度に耐震診断を実施し、旧校舎の今後の望ましい保存管理及び活用のあり方について、「文化財を活かしたまちづくり」の拠点施設として、平成 26 年度に保存活用計画策定を行うこととなった。



写真 1-1 遠景

2. 文化財の名称等

(1) 名称

旧鳥羽小学校校舎

(2) 員数

1 棟

(3) 構造・規模

鉄筋コンクリート造 3 階建、建築面積 1,087 m²

(4) 所在地

三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 60 号

(5) 所有者

鳥羽市

(6) 指定区分

登録有形文化財（建造物）登録番号第 24-0086 号

(7) 登録年月日

平成 22（2010）年 1 月 15 日

(8) 登録基準

二 造形の規範となっているもの

3. 文化財の概要

(1) 旧校舎の文化財的価値について

旧校舎は、昭和 4（1929）年に建築家清水栄二氏の設計により、鳥羽港を望む高台に南面して建つ。施工は西本組。正面 67m、E 字形平面の鉄筋コンクリート造 3 階建てで、表面はモルタル仕上げである。中央 3 階部分を背後の斜面上に張り出し、内部を大空間の講堂とする独特の構成である。中央部分など随所にアールデコ風の意匠を施す。

参考：官報告示平成 22 年 2 月 3 日（文部科学省告示第 9 号）

(2) 変遷

昭和 3（1928）年 9 月 26 日	鳥羽城跡南面中腹、設計清水栄二、請負西本組神戸出張所によって新校舎新築工事地鎮祭を举行
昭和 4（1929）年 9 月 3 日	新校舎落成式を举行
昭和 4（1929）年 9 月 26 日	落成式を举行
昭和 4（1929）年 11 月 21、22 日	全国初等教育大会
昭和 4（1929）年 11 月 26 日	梨本宮守正王殿下、同妃殿下がご来校
昭和 5（1930）年 3 月 30 日	久邇宮多嘉王殿下、同妃殿下、王子、王女殿下がご来校
昭和 5（1930）年 7 月 3 日	李鍵王殿下御来校
昭和 7（1932）年 2 月 9 日	広瀬三重県知事巡視
昭和 29（1954）年 9 月	御木本幸吉翁の葬儀会場として使用
平成 20（2008）年 12 月 22 日	校舎としての役目を終える
平成 22（2010）年 1 月 15 日	国の登録有形文化財に登録

出典：『鳥羽小学校校誌一』（鳥羽小学校保管資料）

(3) 立地環境

旧校舎は、妙慶川河口部の南の標高 40m の「城山」と呼ばれる小山の南部に立地している。城山は戦国時代に水軍で活躍した九鬼嘉隆によって文禄 3（1594）年に築かれた鳥羽城の跡である。鳥羽城は、三方を海に囲まれ、海側に大手門をもつ全国的にも珍しい「海城」であったが、明治時代に入り、廃城後は二の丸跡に造船所、本丸の周辺にはこの小学校が建設されたほか、幼稚園や、市役所、市民文化会館などが建てられ、城跡の改変が進んだ。平成 20（2008）年の鳥羽小学校の移転後は、城跡を偲ぶ公園として、三の丸跡や城山公園遊歩道などの整備が進められている。

本丸跡とその周辺、家老屋敷跡の 2 箇所が、昭和 40（1965）年 12 月 9 日付で三重県史跡に指定されており、旧校舎はこの史跡範囲内に建っている。

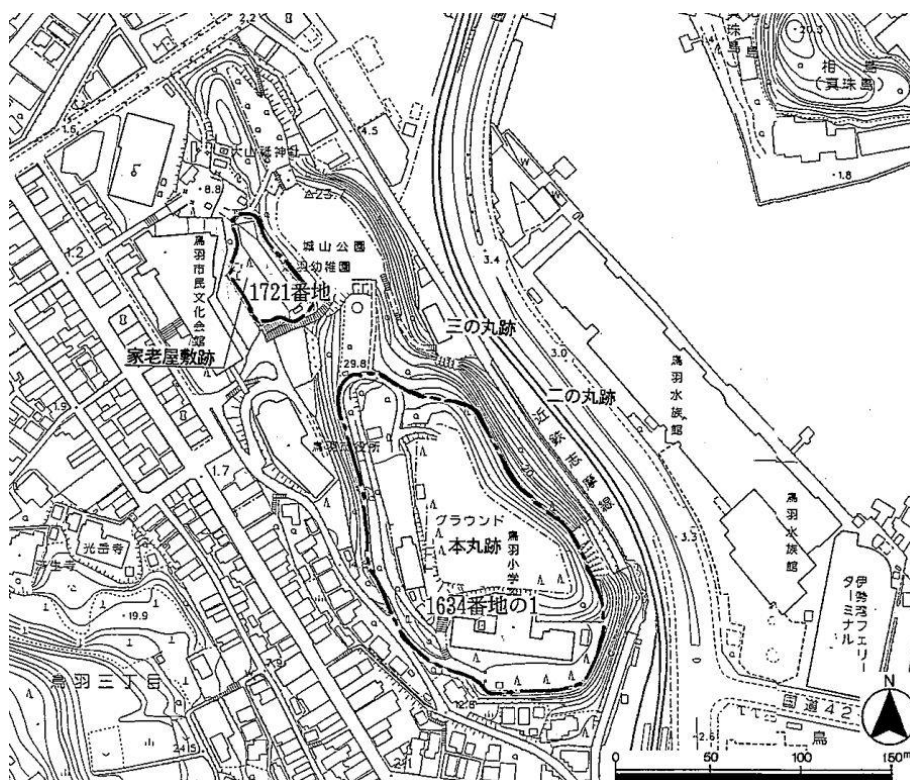


図 1-1 県史跡鳥羽城跡の範囲

(4) 平面図・立面図

旧校舎の平面図（平成 23 年作成）・立面図（平成 24 年作成）を下記に記載する。

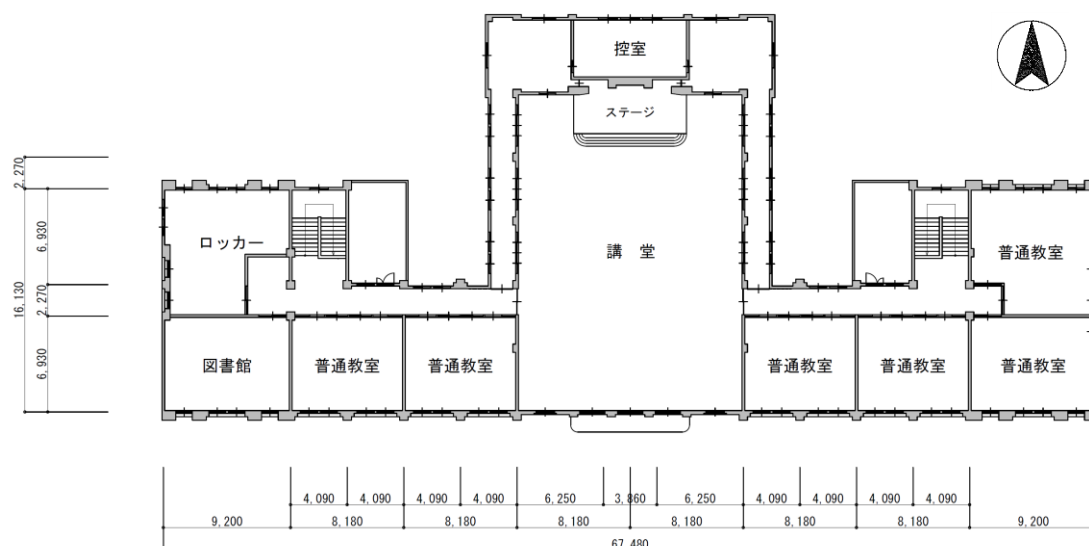


圖 1-2 3 階平面圖

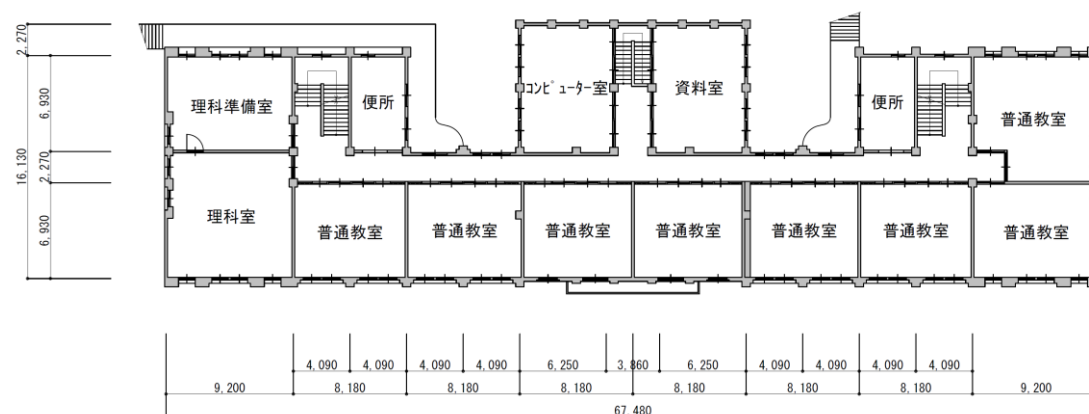


图 1-3 2 階平面図

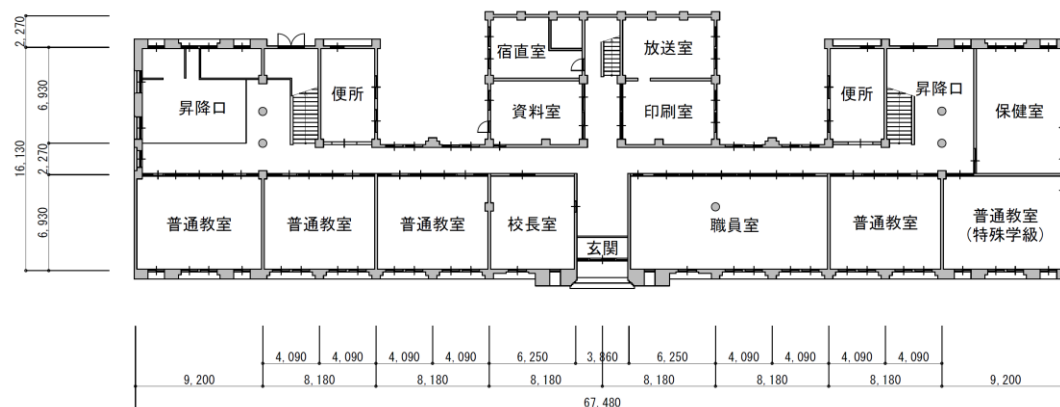


圖 1-4 1 階平面圖



图 1-5 南立面图



图 1-6 東立面图

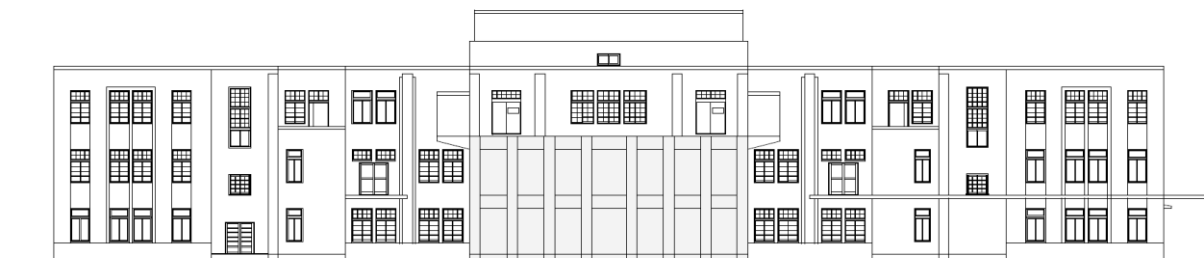


图 1-7 北立面图



图 1-8 西立面图

(4) 創立沿革

旧校舎の竣工時の概要は『鳥羽小学校学校沿革誌一』にまとめられているので、下記に記載する。なお、原文は縦書きで、数字は漢数字となっている。

昭和三年九月廿六日 新校舎地鎮祭舉行アリ

清水榮二氏設計西本組神戸出張所請負ニテ新築工事進メラル

昭和四年九月三日 落成移轉ス概要左ノ如シ

一、位 置＝錦町鳥羽城跡南面中腹

二、建 坪＝三〇五、一一坪余

三、総 延 坪＝九七〇、〇〇坪〇〇四三七五

一階＝三〇五坪一一六六六坪

二階＝三〇四坪五八三三三坪

三階＝三六〇坪三四三七五坪

四、建築構造＝鉄筋コンクリート造

建 築 高＝地盤ヨリ講堂屋上パラペット下端マデ、五一、五尺

天 井 高＝教室床面ヨリ講堂屋上スラブ下端マデ 一一、二五尺

講堂床面ヨリ天井上端マデー八、一尺

基 礎＝布地形下總テ岩盤ニ達スルマデ掘り下グ基礎梁下端部マデコンクリート打の上、鉄筋コンクリート基礎ヲナス

柱其ノ他＝柱梁床板等ノ主要部ハ鉄筋コンクリート造トス

天 井＝講堂ハ木製格緑組立天井板、舶來壓搾紙プラゴンボード張上グ、作法室ハ掉縁、其ノ他ハ白及黄大津漆喰仕上トス

内 壁＝内部壁ハ總テ漆喰塗仕上、腰回りハセメント入仕上ゲトス

屋 根＝石炭滓「コンクリート」ニテ勾配ニ仕上ゲ防水材入り「モルタル」塗ノ上ニ「アスファルトフェルト」二重「ルーヒング」一重張立テ豆砂利ヲ敷ク

五、設 備

御眞影奉安殿 一室 〇、五坪

普通教室一八室 二九五、九五坪

特別教室 七室

裁縫室 一 二一、四八坪

唱歌室 一 一七、六七坪

理科室 一 二二、五三坪

手工室 一 一六、八〇坪

作法室 一 一七、二五坪

地歴室 一 一六、八〇坪

圖画室 一 二一、四八坪

宿直室 一 八、一五坪

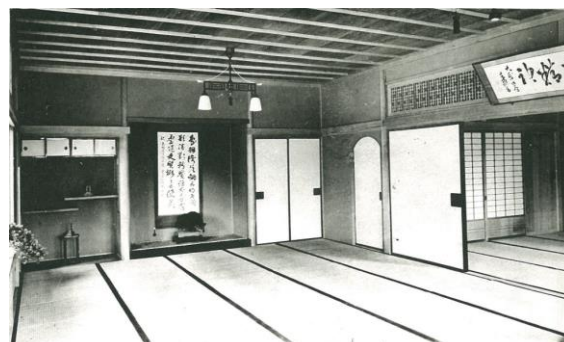


写真 1-2 旧作法室
(鳥羽市教育委員会所蔵)

其ノ他 四九八、七一坪

校長室並應接室、玄關、職員室、講堂及控室、理科準備室、圖書室及衛生室、宿直室、控室、物置

六、電燈設備

配線ハ全テ隠蔽式トナシ、教室一部講堂控室、應接室、職員室、便所、廊下昇降口へ点燈ナシ得

七、工 費＝貳拾五萬七千三百四十九圓八十八錢

敷地買入費整地費 八万七千六百七〇十四圓四十錢

建築費並付帶設備諸費 拾六萬拾七圓八十八錢

設計監督費及雜費 九千六百五十七圓六十錢



写真 1-3 校舎遠景（昭和初期）
（鳥羽市教育委員会所蔵）



写真 1-4 完成間近の校舎（昭和 4 年頃）
（鳥羽小学校所蔵）



写真 1-5 完成後の校舎（昭和初期）
（鳥羽小学校所蔵）



写真 1-6 竣工当時の理科室（昭和 4 年頃）
（鳥羽小学校所蔵）



写真 1-7 昭和 30 年頃の講堂
（鳥羽小学校所蔵）

（５）設計者清水栄二

旧校舎の設計者である清水栄二は大正期から昭和戦前期にかけて、神戸市及びその周辺を中心に建築活動を行った建築家⁽¹⁾である。清水は東京帝国大学を卒業後、神戸市役所に勤務し、初代の営繕課長として小学校校舎の鉄筋コンクリート造化を担った。大正 15（1926）年には清水建築事務所を開設し、御影町公会堂（現神戸市立御影公会堂）をはじめ公共建築と住宅を中心に設計活動を行った。

当時少なかった鉄筋コンクリート造建築を設計できる専門家として、各地の町村行政から設計依頼を受けており、旧鳥羽小学校もその一つとなる。作風は表現主義をはじめ構成主義、アールデコなど、広義のモダニズムの影響が色濃いものが多くみられる。



写真 1-8 清水栄二
（川島智生氏提供）



写真 1-9 神戸市立御影公会堂
昭和 23 年竣工（兵庫県）



写真 1-10 旧神戸市立生糸検査所
竣工昭和 2 年竣工（兵庫県）

註（１）川島智生「建築家 清水栄二の経歴と建築活動について」（『日本建築学会計画系論文集』第 544 号 2001 年）

（２）川島智生「昭和 4（1929）年建設の鳥羽市鳥羽小学校校舎の建築位相-清水栄二設計の鉄筋コンクリート造校舎」（『季刊 文教施設』2008 年秋号）

（６）施設の性格

旧校舎は、3 階の講堂の背面に出入口があり、裏山の運動場側に通じている。また、講堂の両横には側廊が配され、背面側の出入口に通じている。これらは小学校児童以外の利用のための動線と考えられ、旧校舎は、小学校としてのみならず、旧鳥羽町の公会堂としての性格も有していることが推測される。

実際に町では、昭和 21（1946）年に伊勢志摩国立公園に指定された際の祝賀会場や、昭和 29（1954）年の御木本幸吉の告別式会場として使用している。

４．文化財保護の経緯

（１）保存事業の履歴

創立からの修理歴については、工事の詳細についての書類・図面類が残っていないため、学校沿革史や記念誌の記録から、修理に関するものを抜粋し、その出典を記した。

修理歴は概ね昭和 4～9 年の昭和初期、昭和 30～40 年代、昭和 50 年代の 3 つの時期に大別される。なお、昭和 9（1934）年から昭和 31（1956）年までの修理歴については、本校舎以外の木造校舎などの周辺施設の整備が主であるため記していない。

なお、登録有形文化財となった平成 22 年以降、大規模な改修や復原修理は実施されていない。

（ア）修理歴

昭和初期 ～初期整備期～

昭和 4（1929）年 9 月 3 日	新校舎落成式ヲ舉グ 新校舎に移轉ス ⁽¹⁾
昭和 6（1931）年 10 月	中段ニ木造便所を建設ス ⁽²⁾
昭和 7（1932）年 7 月	二階三階ノ東側ノ窓硝子増加工事ヲナシ二重窓ノ設備ス ⁽²⁾
昭和 8（1933）年 10 月	校舎前面の硝子パテ總塗替ス ⁽²⁾
昭和 9（1934）年 8 月	中段ヘノ昇降コンクリート階段増加工事ヲナス ⁽¹⁾

昭和 30 年～40 年代 ～生徒数の増加による整備期～

昭和 31（1956）年 4 月 1 日	学級増加のため理科準備室を普通教室に充当した ⁽²⁾
昭和 31（1956）年 11 月 16 日	職員室の照明を蛍光灯に取り替える ⁽²⁾
昭和 37（1962）年 8 月 3 日	本館三階、壁、窓枠、大改修をする ⁽²⁾
昭和 37（1962）年 9 月 9 日	本館配電線総張り替え、照明増設工事を行った ⁽²⁾
昭和 37（1962）年 12 月 30 日	本館樋修理工事をする ⁽²⁾
昭和 38（1963）年 8 月	二階表教室の窓枠及び壁を大修理した ⁽²⁾ 講堂屋根防水工事をした ⁽²⁾
昭和 40（1965）年 8 月 31 日	本館一階窓・壁修理。雨樋をビニール製に改修した ⁽²⁾
昭和 42（1967）年 8 月 31 日	一階窓枠及び教室内部塗装、各階段の手摺補修 ⁽²⁾
昭和 42（1967）年 11 月 15 日	講堂の雨漏り防止工事 ⁽²⁾
昭和 43（1968）年 8 月 13 日	講堂の床張替工事完了 ⁽²⁾ （カラーセメント仕上げ）
昭和 44（1969）年 8 月	教室の床板張替 ⁽²⁾ （3 階 2 教室、2 階 2 教室）
昭和 45（1970）年 8 月	教室の床板張替 ⁽²⁾ （3 階 3 教室）
昭和 45（1970）年	講堂の雨漏り防止工事完了 ⁽²⁾
昭和 46（1971）年 4 月	教室の床板張替（一階一教室）二、三階廊下床板貼替 ⁽¹⁾
昭和 46（1971）年 8 月	講堂天井ペンキ塗り替え、教室照明増燈工事 ⁽²⁾ （蛍光灯八十本）
10 月	講堂側面ペンキ吹付 ⁽²⁾
昭和 47（1972）年 8 月	本館一階床板張り工事。二階七教室及び階段床板張工事 ⁽²⁾

昭和 49（1974）年 9 月 屋上防水工事⁽²⁾

昭和 50 年代 ～老朽化による修理期～

昭和 54（1979）年 南側の窓が職員室以外はアルミサッシに変更⁽³⁾
昭和 56（1981）年 職員室南側の窓枠がアルミサッシに変更⁽⁴⁾
昭和 56（1981）年 8 月 講堂屋上防水工事完了⁽⁵⁾
昭和 57（1982）年 8 月 図書室の窓をサッシに替える⁽⁵⁾
昭和 57（1982）年 10 月 校舎内部電気系統配線改修⁽⁵⁾
平成 9（1997）年 8 月 窓枠取り替え工事⁽⁶⁾
平成 20（2008）年 12 月 22 日 校舎としての役目を終える⁽⁶⁾



写真 1-11 昭和 53 年の校舎
（鳥羽市教育委員会所蔵）



写真 1-12 昭和 54 年の校舎

また、アルミサッシへの更新については、昭和 50 年代の履歴では、昭和 54（1979）年と昭和 56（1981）年に更新を行っている記載がある。昭和 53（1978）年の卒業アルバム（写真 1-11）では木製窓であったのに対し、昭和 54（1979）年ではアルミサッシになっていることから昭和 53～54 年頃に実施されたものと推測できる。

災害による修理

昭和 34（1959）年 9 月 26 日 台風 15 号により、校舎 1～3 階南面窓枠破損⁽²⁾
昭和 39（1964）年 3 月 10 日 講堂裏崖崩れ改修⁽²⁾
昭和 47（1972）年 4 月 講堂裏が崖崩れ⁽²⁾
昭和 56（1981）年 3 月 本館裏側（東）崖崩れ補修⁽⁶⁾
平成元（1989）年 8 月 30 日 集中豪雨により校舎東側の崖崩れが発生した⁽⁷⁾
平成 24（2012）年 大雨により校舎北東部法面の岩盤が一部崩落

【註】

(1) 『本校年度別行事（鳥羽尋常高等小學校）』（鳥羽小學校保管資料）

(2) 『鳥羽小學校校誌一』（鳥羽小學校保管資料）

- (3)『昭和 54 年度鳥羽小学校卒業アルバム』1979 年
- (4)『昭和 56 年度鳥羽小学校卒業アルバム』1981 年
- (5)『鳥羽小学校創立百十周年記念誌』昭和 58（1983）年
- (6)『鳥羽小学校校誌四』（鳥羽小学校保管資料）
- (7)『鳥羽小学校創立百二十周年記念誌』平成 6（1994）年

(2) 活用履歴

現在のところ登録有形文化財（建造物）として公開日を設定し、一般に公開するような活用は実施していない。事前に見学の申請があり、教育委員会が許可した場合のみ職員立会のもとで公開している。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

(ア)現状

旧校舎は、電気設備や建具などを除き、比較的建築当初の状態が保存されている。

床板の多くは貼り替えられているが、旧校長室や旧職員室内の電話室、旧理科準備室などに当初の床板が残っている。また、建具は、外部南面は全てアルミサッシに取り替えられているが、他面で一部当初の木製建具が残る。内部建具は、更新されているものが多いが、扉枠や窓枠に当初のものが残り、建具も一部残存している。照明器具は、教室は蛍光灯、講堂は水銀灯に更新されているが、玄関のペンダントライトが当初のまま残る。また、講堂にあった照明器具の一部が、鳥羽市武道館に転用されている。

(イ)課題

築 80 年を経過し、建物の外壁や内壁の漆喰など傷みが進み、所々、漆喰の崩落が発生しており、漆喰の塗り直しなどの修理が必要となっている。

屋上は、防水シートの劣化が見られ、屋上排水は、小さな排水孔があるのみで、落ち葉等が詰まると雨漏りが発生するため、雨漏り対策が課題となっている。

また旧校舎は、山の中腹に建築されているため、1 階や北側に位置する教室の採光が不十分なことや、湿気が溜まるなど建物に悪影響を与えているので対策が必要となる。



写真 1-13 雨漏りによる天井漆喰の剥離と
壁の汚損（講堂）



写真 1-14 天井・壁漆喰の剥離
（3 階旧普通教室）

(2) 活用の現状と課題

(ア) 現状

旧校舎は、耐震補強が行われていないこともあり、原則、建物内部の公開は行っていないが、教室の一部は埋蔵文化財や民俗資料の倉庫として使用している。

建物管理は現在、市が行っており通常管理は、雨漏り防止のための屋上排水孔の清掃や周辺の草刈りを年2回実施している。

また、防犯面では、常時は無人であるため、防犯対策として防犯カメラ、感知式センサーライトを設置している。なお、電気は通じているが、水道・浄化槽など現在は、使用していない。

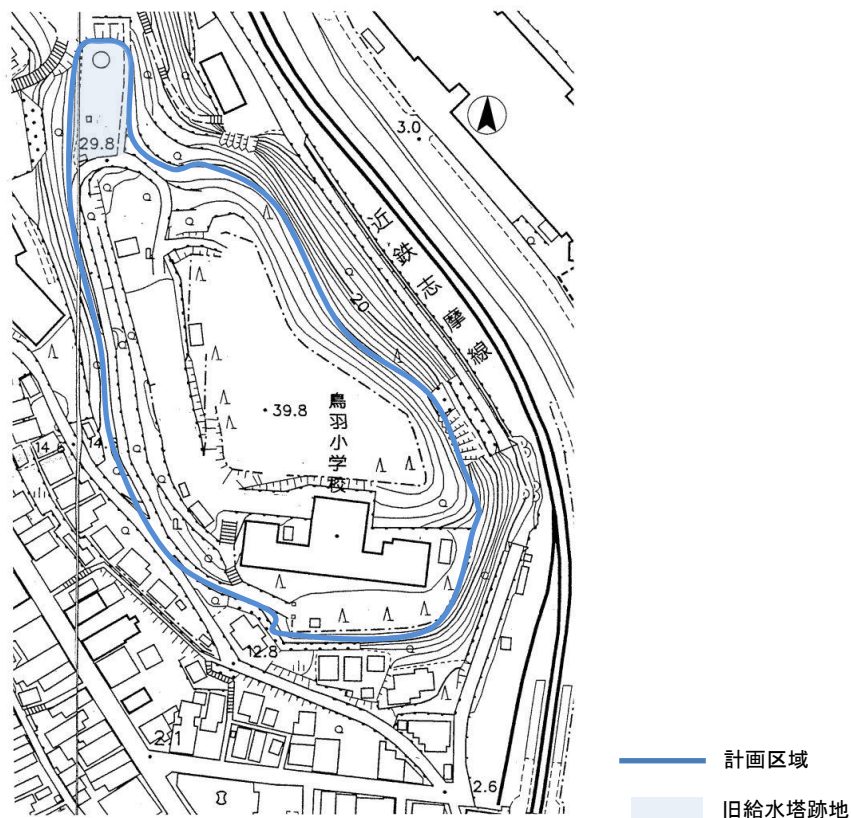
(イ) 課題

今後は、管理業務の整理と体制の見直しを行い、建物としての管理・運営に努める。また、活用にあたっては、冷暖房設備や便所、浄化槽の再整備が必要となるので、今後実施する修理設計の際に詳細な検討を行う。ただし、敷地内は県史跡指定の範囲内であるため、史跡の保存との両立を図る計画とする。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の計画区域は、今後の整備・活用を踏まえ、旧校舎が立地する敷地部分（史跡範囲）及び敷地北側の旧給水塔跡地を含むものとする。



(2) 計画の目的

旧校舎は、三重県内に現存する最古級の鉄筋コンクリート造の建物であり、昭和初期の学校建築を伝える文化財である。今後の活用にあたり文化財的価値を損なうことがないよう、保存管理の方法等を定め、さらに市民が身近に使用することができる文化財建造物とするために公開・活用のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立を目指す。

(3) 計画の基本方針

旧校舎の今後の整備・活用に際して文化財的価値を損なわないために本計画策定にあたっては、次の3点を基本方針とする。

- ① 昭和4(1929)年に建築された当時の姿を残している部分は可能な限り保存し、建物全体の文化財としての価値の維持を基本としながら、保存活用を図る。
- ② 現状を基本として良好な維持管理に取り組むとともに、社会教育施設として市民・観光客などが利活用しやすい施設環境を整える。
- ③ 一部教室などで旧校舎の歴史資料等の展示を行うなど、文化財としての歴史的背景や価値を周知できる活用を計画する。

(4) 計画の概要

本計画は、「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」の4つの計画と建物概要や保存活用計画の目的や方針を示した「計画の概要」、登録有形文化財（建造物）としての法的手続きを示した「保護に係る諸手続き」の全6章で構成している。各計画について以下に記載する。

(ア) 保存管理計画

登録有形文化財である旧校舎について、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定めた。

(イ) 環境保全計画

計画区域全体を対象として、建物と一体となった景観の維持向上の方法、建物を良好に維持するために必要な周辺環境の保全方針を定めた。

(ウ) 防災計画

防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策の現状と課題を把握し、建物とその利用者を災害等から守るための方針と対策を定めた。

(エ) 活用計画

今後の公開及び活用について方針を定め、公開計画と活用計画を定めて、これらの実施に向けて課題を示した。

(5) 計画の公開について

本計画は、鳥羽市ホームページ上に公表して、広く一般に周知する。